



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 大崎電気工業株式会社
代表者名 取締役会長 渡邊 佳英
(コード番号 6644 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役経営戦略本部長 高野 澄雄
(TEL. 03-3443-9133)

大崎エンジニアリング株式会社株券等（証券コード：6259）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

大崎電気工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、大崎エンジニアリング株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）、証券コード：6259、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、JASDAQ市場に上場している対象者普通株式 2,794,000 株（所有割合（注1）：54.07%。小数点以下第三位を四捨五入。以下「所有割合」について同じとします。）を所有し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、本日開催の取締役会において、対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。また、本公開買付けにより、当社が対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、応募株券等の総数が基準株式数（注2）以上であることを条件に、対象者の株主を当社のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

(注1) 対象者が本日公表した「平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（5,167,300 株）から対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（78 株）を控除した株式数（5,167,222 株）に対する割合を、以下「所有割合」といいます。

(注2) 対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（5,167,300 株）から対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（78 株）を控除した株式数（5,167,222 株）に係る議決権の数（51,672 個）に 66.7%を乗じた数（34,466 個、整数未満切り上げ）から、当社が本日現在所有する対象者普通株式数（2,794,000 株）に係る議決権の数（27,940 個）を控除した議決権の数（6,526 個）に相当する対象者普通株式数

(652,600株)を、以下「基準株式数」といいます。

なお、対象者が本日公表した「支配株主である大崎電気工業株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和12年1月に株式会社弘業製作所として設立され、昭和16年4月に大崎工業株式会社を吸収合併し、商号を大崎電気工業株式会社に変更いたしました。昭和37年1月に東京証券取引所市場第二部に上場し、また、昭和55年10月には東京証券取引所市場第一部に指定されました。本日現在、当社並びに対象者を含む連結子会社40社及び持分法適用関連会社2社で構成された当社グループは、電力量計、監視制御装置、配・分電盤等の製造・販売を行う「計測制御機器事業」、センサーデバイス・高機能デバイス関連装置やエネルギー・照明関連装置他、フラットパネルディスプレイ（薄型で、平坦な画面の映像表示装置のことをいい、以下「FPD」といいます。）関連装置の設計・製造・販売を行う「FPD関連装置事業」、不動産の賃貸を行う「不動産事業」を展開しております。

一方、対象者は、当社が「FPD関連装置事業」を展開するための中核となる会社（当社の100%出資子会社）として平成2年4月に設立され、平成18年11月に、更なる成長を企図した資金調達手段及び信用力の確保並びに認知度の向上と人材の確保等を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所が運営するジャスダック証券取引所（現JASDAQ市場）に株式を上場しました。当社が所有する対象者普通株式27,940株（対象者が平成26年4月1日に実施した株式分割により2,794,000株）は、当該上場により所有割合にして54.07%まで減少しましたが、上場後も当社は対象者の議決権の過半数を継続して保有することで対象者を連結子会社としつつ、上場会社である対象者の経営の独立性・自主性を重視した上で、当社の主力事業の一角を担うグループ会社の一社として位置付けてまいりました。

対象者は、上場後、FPDの大型化及び高画質化、携帯電話の高機能化ニーズ等のデジタル家電を中心とした市場の積極的な設備投資機会を捉え、平成19年3月期には設立以来初めて売上高100億円を達成すると、平成20年3月期には売上高10,749百万円、経常利益2,181百万円を計上するなど、業容を拡大しました。しかしながら、平成21年の金融危機に端を発した景気の悪化によりデジタル市場全体の設備投資が減少したことに伴って対象者の業績は悪化し、平成22年3月期には上場来初の経常損失を計上しております。金融危機以降のデジタル市場における設備投資動向は、輸出環境の改善や政府による各種経済政策により一部には下げ止まりの兆しが見えつつあるものの、全体としては抑制された状況が続いております。対象者においては、コスト削減等により一時的に経常赤字を脱却したものの、高付加価値装置の受注獲得を企図したカスタム化生産（顧客それぞれの注文に合わせて装置の仕様を決定し生産すること）を推進したところ、当該生産について効率的な運用がなされなかった結果、売上規模の縮小や競争力を維持するための開発コストの増加等に伴い平成25年3月期から平成27年3月期にかけて3期連続で経常損失を計上し、また平成28年3月期も経常損失を計上する見込みであることから、対象者は、業績回復に向けた抜本的な施策が必要な状態にあり、受注戦略やコスト構造の抜本的な見直しに着手することが喫緊の課題であると考えております。

かかる市場環境及び対象者の業績動向を受けて、当社は、対象者を含む当社グループにおける「FPD関連装置事業」の今後の成長戦略及び当社グループ全体の企業価値向上のための施策について、継続的に検討して参りました。当社は、対象者のカスタム化生産は、市場全体として設備投資が抑制された環境下でも

積極投資を行う特定分野の製品ニーズを的確に捉える強みがある一方で、特定顧客にカスタマイズすることに伴うコスト増に繋がりやすい受注生産システムであると考えております。デジタル市場の設備投資動向は回復しつつあるものの抑制傾向は継続することが見込まれている環境下においては、従前どおり特定顧客にカスタマイズすることを特徴としたカスタム化生産を続けるだけでは、新たな顧客の大幅な獲得は難しく、対象者による受注の拡大による業績の回復は容易ではないと考えております。対象者の業績を回復させ、対象者を含む当社グループにおける「FPD関連装置事業」を今後さらに成長させるためには、ターゲットとする分野や製品といった受注戦略を抜本的に見直すことでコストを削減しつつ、積極的に新規顧客を開拓するとともに、既存及び新規顧客のいずれからも中長期的に高い成長が見込まれる分野の製品を積極的に受注することが必要と考えております。これらにより、対象者は、カスタム化生産の効率化を図るとともに、製造装置メーカーとしての付加価値を更に高めることが可能となると考えております。

しかしながら、このように対象者の受注戦略を抜本的に見直すことは、直ちにその効果をもたらすとは限らず、逆に、既存顧客からの受注の一時的な減少を招く可能性があり、また、新規顧客の開拓のために積極的な営業活動を行い、かつ今後の成長が見込まれる分野の製品を新たに開発するためには先行費用が必要となるため、対象者における短期的な業績の下振れや、その後の収益回復に対する不確実性といったリスクを発生させる可能性も否定できません。そのため、上場会社の施策としては資本市場からは必ずしも十分な評価が得られない可能性があり、対象者普通株式の価値に悪影響を及ぼすことも想定されます。また、中長期的な収益向上が実現できない場合には、対象者における株式価値の下落を招く可能性も否定できません。また、対象者の上場を維持したままでは、これらの施策に対する有効性や実効性を十分に検証する必要があらることから、迅速な意思決定が行いにくいといった課題を有しているものと認識しております。

以上の検討を踏まえ、当社は、対象者を当社の完全子会社とし、対象者が当社の経営資源を積極的に利用し、当社とともに新規顧客への営業活動を行うこと等によって、対象者が積極的に新規顧客の開拓を行うことが可能になり、また当社と対象者の一体経営を実現することで、対象者による短期的な業績の下振れリスクや不確実性を伴う抜本的な施策についても、迅速な意思決定のもとこれらを実施することが可能となり、中長期的視点に立脚して対象者の成長戦略を実現できるものと判断するに至りました。

かかる状況下、平成 28 年 2 月上旬に当社から対象者に対して本取引を提案したことを契機として、同年 3 月上旬、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として山田 F A S 株式会社（以下「山田 F A S」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため第三者委員会（当該第三者委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。)を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、当社及び対象者は、両社の企業価値を一層向上させることを目的として、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社が対象者を完全子会社化することにより、当社から対象者に対してより一層経営資源を投入することで新規顧客の積極的な開拓が可能になり、かつ短期的な収益悪化のリスクを伴うものの中長期的に付加価値の高い製品への取り組み等を通じた受注戦略の抜本的な見直しが可能となることに加え、経営の一体化に伴うコスト削減も期待できることから、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上につながるものであるとの結論に至り、本日開催の当社の取締役会において、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの開始を決議するに至りました。

当社としては、対象者の完全子会社化後の受注戦略やコスト構造の見直しといった将来の事業戦略については、対象者と今後協議の上、決定していく方針ですが、本取引後も、対象者の事業特性や対象者の強みを活かした経営を行い、対象者における事業の強化を図ってまいります。

なお、本日現在において、対象者の取締役会は 7 名の取締役で構成されており、当社の取締役 1 名が対象者の取締役を兼務しております。今後の対象者の経営体制について現時点で具体的に決定しているものはありませんが、対象者と協議の上で、上記諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築

を検討していく予定です。

本公開買付けの応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）に満たない場合には、対象者普通株式のJASDAQ市場における上場は維持される予定です。その場合の対象者の今後の経営体制についても、現時点で具体的に決定しているものではありませんが、対象者と協議の上で、最適な体制の構築を検討していく予定です。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記に記載のとおり、平成28年2月上旬に当社からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、第三者算定機関として山田FASを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任するとともに、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として第三者委員会を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券との間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。

また、本公開買付け価格については、対象者は、平成28年4月25日に当社から本公開買付け価格を1株当たり780円とする旨の提案を受けた後、山田FASから、同日時点における対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の報告を受け、その報告内容及び第三者委員会での検討を踏まえた上で、平成28年4月26日に当社に対して本公開買付け価格の再検討を要請したとのことです。その後、平成28年4月28日に当社から本公開買付け価格を1株当たり790円とする旨の再提案を受けましたが、対象者は、平成28年5月2日に当社に対して本公開買付け価格の更なる引上げを要請したとのことです（当該要請に際しては、山田FASから改めて報告を受けた平成28年5月2日時点における対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の内容及び第三者委員会との協議を踏まえた検討を行っているとのことです）。その後、平成28年5月9日に当社より、本公開買付け価格を1株当たり800円とする旨の最終提案を受けるに至ったとのことです。対象者は、平成28年5月10日付で山田FASより対象者普通株式に係る正式な株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得し、さらに、第三者委員会での更なる検討結果を踏まえた上で、当該最終提案について慎重に検討を行ったとのことです。このように、対象者は、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券との間で、継続的に本公開買付け価格の交渉を行ってきたとのことです。

また、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けるとともに、第三者委員会から平成28年5月10日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び第三者委員会の具体的な活動内容等については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください）。その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関である山田FASから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付け価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意見を表明することとしたとのことです。対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて当社が対象者普通株

式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）以上であることを条件に、以下の方法により、対象者の株主を当社のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

当社は、本公開買付けの成立により、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となった場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条に基づき、対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式等売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、当社は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、当社は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の全員からその所有する対象者普通株式の全部を取得します。当該各株主の所有していた対象者普通株式の対価として、当社は、当該各株主に対して、対象者普通株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、対象者の株主はその有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

他方で、本公開買付けの成立後、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）以上であることを条件に、当社は、対象者普通株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を平成28年9月頃に開催することを対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者普通株式を対象者又は当社に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、当社のみが対象者普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の当社による対象者普通株式の所有状況又は当社以外を対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等に

よっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）以上である場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

本公開買付けの応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）に満たない場合には、上記の手続が実施される予定はありません。

この場合、当社は、現時点においては、対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。もっとも、本公開買付け後の当社による対象者普通株式の所有状況及び当社以外を対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、将来において対象者普通株式を追加で取得する可能性があることを否定するものではありません。

（4）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

- ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における第三者委員会の設置
- ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

（5）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）以上であることを条件に、その後上記「（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

本公開買付けの応募株券等の総数が基準株式数（652,600株）に満たない場合には、対象者普通株式のJASDAQ市場における上場は維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	大崎エンジニアリング株式会社	
② 所 在 地	埼玉県入間市大字狭山ケ原 326 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 冨田 治夫	
④ 事 業 内 容	センサーデバイス・高機能デバイス関連装置、エネルギー・照明関連装置、FPD関連装置の設計・製造・販売	
⑤ 資 本 金	1,684,420 千円 (平成 27 年 12 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 2 年 4 月 26 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日現在) (注)	大崎電気工業株式会社	54.07%
	細羽 強	3.08%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.78%
	渡邊 佳英	2.57%
	諸藤 好寿	1.47%
	株式会社SBI証券	1.33%
	土屋 敏雄	0.99%
	中島 芳松	0.86%
	野村證券株式会社 野村ネット&コール	0.58%
	石黒 嘉之	0.58%
	風間 進	0.58%
	小野 茂昭	0.58%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	当社は、本日現在、対象者の発行済株式総数 (5,167,300 株) の 54.07% に相当する 2,794,000 株を所有しています。	
人 的 関 係	平成 28 年 3 月 31 日現在、当社の取締役 1 名 (渡辺光康) は対象者取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	平成 28 年 3 月 31 日現在、当社は対象者より資金の貸付 (20 億円) を受けております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。	

(注) 持株比率は、対象者が平成 27 年 11 月 6 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書の「大株主の状況」の記載を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 28 年 5 月 11 日 (水曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 28 年 5 月 12 日 (木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 28 年 5 月 12 日 (木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 5 月 12 日 (木曜日) から平成 28 年 6 月 22 日 (水曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金800円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成28年5月10日付で対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 353円から389円
類似会社比較法	: 725円から757円
DCF法	: 773円から853円

市場株価平均法では、平成28年5月9日を基準日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値355円、直近5営業日の終値単純平均値353円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値363円、直近3ヶ月間の終値単純平均値365円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値389円を基に、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を353円から389円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲は、725円から757円までと分析しております。

DCF法では、対象者から提供され当社が確認した平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成29年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を773円から853円までと分析しております。なお、野村證券が算定の前提とした対象者の事業計画においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造原価の削減や機械商社との連携による商談規模の拡大により大幅な営業利益の増加を見込んでおり、営業利益は平成29年3月期には25百万円、平成30年3月期には50百万円になることを見込んでいるとのことです。

当社は、野村證券から取得した対象者の株式価値算定の結果を参考としつつ、対象者普通株式のJASDAQ市場における過去5営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり800円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年5月10日のJASDAQ

AQ市場における対象者普通株式の終値 373 円に対して 114.48%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 364 円に対して 119.78%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 365 円に対して 119.18%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 388 円に対して 106.19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

平成 28 年 2 月上旬に当社から対象者に対して本取引を提案したことを契機として、同年 3 月上旬、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として山田 F A S を、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため第三者委員会を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、当社及び対象者は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社が対象者を完全子会社化することにより、当社から対象者に対してより一層経営資源を投入することで新規顧客の積極的な開拓が可能になり、かつ短期的な収益悪化のリスクを伴うものの中長期的に付加価値の高い製品への取り組み等を通じた受注戦略の抜本的な見直しが可能となることに加え、経営の一体化に伴うコスト削減も期待できることから、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上につながるものであるとの結論に至り、本日開催の当社の取締役会において、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの開始を決議するに至りました。

そこで、当社は本日開催の取締役会の決定によって、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。

（i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

（ii）当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び D C F 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 353 円から 389 円
類似会社比較法	: 725 円から 757 円
D C F 法	: 773 円から 853 円

（iii）当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した対象者の株式価値算定の結果を参考としつつ、対象者普通株式の J A S D A Q 市場における過去 5 営業日、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 800 円と決定しました。詳細は、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

(i) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書の概要については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である山田FASに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年5月10日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。山田FASは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

山田FASは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、山田FASから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。山田FASは、対象者がJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法を用いているとのことです。山田FASが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 355円から389円

DCF法 : 746円から790円

市場株価法では、平成28年5月9日を基準日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値355円、直近1ヶ月間の終値単純平均値363円、直近3ヶ月間の終値単純平均値365円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値389円を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を355円から389円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成29年3月期から平成31年3月期までの3期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を746円から790円までと分析しているとのことです。なお、割引率は2.97%から3.63%を採用しており、継続価値の算

定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を0%として算定しているとのことです。

山田FASがDCF法の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。以下の財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年3月期から平成30年3月期にかけて、製造原価の削減や機械商社との連携による商談規模の拡大により営業利益の大幅な増加を見込んでいるとのことです（なお、対象者決算短信上の平成28年3月期の営業利益は△192百万円とのことです。）。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期
売上高	2,100	2,150	2,200
営業利益	25	50	53
E B I T D A	66	98	103
フリー・キャッシュ・フロー	△32	18	24

(iii) 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、当社及び対象者から独立性を有する山崎想夫氏（委員長、公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ代表取締役）、大林茂樹氏（対象者社外監査役）及び多田光毅氏（弁護士、隼あすか法律事務所パートナー）の3氏を選定しているとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性・合理性（本取引に起因する対象者企業価値向上の有無を含む。）、(b)本取引の取引条件（本公開買付け価格を含む。）の公正性・妥当性、(c)本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(d)上記を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、(e)本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに(f)その他上記に関連する事項（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決定したとのことです。

第三者委員会は、平成28年4月8日より平成28年5月10日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、当社の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、当社からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。さらに、第三者委員会は、山田FASから、同社が対象者に対して提出した本株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

なお、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から対象者が得た、対象者における、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する説明を受け、検討をしているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上等の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成28年5月10日に、以下の意見を内容とする本答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

- (a) 平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期にかけて 4 期連続で経常損失を計上する見込みとなっている対象者の状況に照らし、本取引による対象者と当社との一体性の強化によって、現状対象者に不足していると思われる営業面等における経営資源やノウハウ等が当社からより直接的に投入されるようになり、かつ、現状の対象者の経営状況を打開するために必要となる抜本的な施策を大胆に実行することが可能となると考えられることから、本取引の目的の正当性・合理性は認められる。
- (b) 本取引の取引条件について、以下の理由によりその公正性・妥当性は認められる。
- ・ 本公開買付価格は、JASDAQ市場における平成 28 年 5 月 10 日（本公開買付けの公表日の前営業日）の対象者普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 106.19%から 119.78%のプレミアムを付した価格であり、かつ、山田 F A S による D C F 法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、利益相反を解消するための措置が十分に採られたうえで、当社との真摯かつ継続的な交渉を経て決定された価格であること、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が比較的長期間に設定されていること、及び、
 - ・ 二段階買収の際に交付される 1 株当たりの金銭の額は、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定であること
- (c) 本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、かつ、独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任し、その助言を随時取得していること等を踏まえれば、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続きは公正なものといえる。
- (d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (e) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると思料する。
- (iv) 対象者における独立した法律事務所からの助言
対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのこと。
- (v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である山田 F A S から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。その結果、対象者としては、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至ったとのこと。

対象者を取り巻く経営環境は、リーマンショックによる景気低迷をきっかけに、デジタル市場全体の設備投資が減少したことに伴い、非常に厳しいものとなっているとのことです。対象者におきましては、業績改善のための施策として固定費の圧縮等を実施してまいりましたが、それに伴い人材の外部流出をもたらすこととなり、また、売上規模の拡大を目指して様々な分野の取引を展開したことにより、かえってコストの増加を招くなどの悪影響も生じているとのことです。このように、対象者においては、業績改善のために実施した施策が対象者の企図する結果に結びついていない面があることは否めず、現在に至るまで業績の改善が進まない状況にあるとのことです。

かかる経営環境のもと、対象者の業績は、平成25年3月期から平成27年3月期にかけて3期連続で経常損失を計上し、また平成28年3月期も経常損失を計上する見込みであり、黒字転換を果たすことが対象者の喫緊の課題となっているとのことです。そして、かかる課題に対して、安定的な収益体質の再構築による確実かつ継続的な収益力の改善を実現することが必要不可欠であると認識しているとのことです。

この点、対象者は、コア技術（強みとなる中核技術・能力）であるファインピッチ（高精細）実装技術（基板とベアチップIC等を高精度・高品質に実装するための、加熱加圧機構と制御技術を一体化させた接合技術及び画像認識による高精度な位置合せ技術や検査技術等）を軸に、FPD製造メーカーやICカード、ICタグ製造メーカーを含む半導体製造メーカー向けに、ACF貼付装置（熱硬化性樹脂に微細な金属粒子を混ぜ合わせてフィルム状にしたACF（異方性導電フィルム）を基板に仮接合させる装置）や熱圧着装置を中心とした各種実装装置の開発、製造及び販売を行っているとのことです。顧客のニーズに沿った様々な製品に対応する高度な技術力を有していることが対象者の強みであり、近年のデジタル市場における製品技術の進化や普及拡大（FPD分野における高精細・高品位化やセンサーデバイス分野における高品質・高集積化といった技術の進化並びにこれらの技術の民生品、車載用品及び医療機器への普及拡大）は、対象者のこのような技術力を活かしたカスタム化生産にとって、大きなビジネスチャンスであると捉えているとのことです。そして、かかるビジネスチャンスを時機を逃さずに活かし、確実かつ継続的な収益力の改善を実現するためには、既存顧客を対象とした現状のカスタム化生産を単に継続するだけではなく、多くの新規顧客の獲得を図りながら対象者の更なる成長・発展を実現するための中長期的視点に立った抜本的な施策が必要であると考慮しており、具体的には、医療用等の高精細FPDや車載用等の高品質センサーデバイスといった収益性の高い分野や製品に特化した形での受注戦略の見直し及び人的・物的リソースの集中と、それに伴う積極的な新規顧客の開拓、カスタム化生産の効率化及び更なる付加価値の創出（カスタム化による製品価値の向上は対象者の競争優位性につながるものであるものの、今後は、それに要するコスト増加を抑制するための効率化と同時に、技術革新等による更なる強化が必要になると考えているとのことです。）、外注費や材料費といった製造原価の更なる圧縮等、対象者の再成長に向けた施策が必要不可欠であると認識しているとのことです。

もともと、こうした諸施策は、新規顧客の開拓を目的とした新たな製品開発のために必要な先行投資の支出や、受注戦略の見直し及び人的・物的リソースの集中に伴う既存顧客からの受注の一時的な減少によって、短期的な利益水準への悪影響を及ぼす可能性があり、また、これらを含む施策実行による収益力の改善の程度には不確実性が存在することは否定できないとのことです。さらに、これらの諸施策の実施によって、対象者の中長期的な収益向上を実現することができない場合には、長期的な企業価値を下落させることとなる可能性も否定できないと考えているとのことです。そのため、このような将来的な方向性や方針が必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼす可能性も否定できないため、結果として株主の皆様のご期待に沿えない可能性があるものと認識しているとのことです。

当社の完全子会社となることは、一定のリスクを伴う上記のような抜本的な諸施策を速やかに実行に移すことが可能となるだけでなく、これまで上場会社としての独立性及び自主性を維

持するという観点から実現することの難しかった、当社グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、施策の実効性を高めることに資するものであると考えているとのことです。加えて、当社の完全子会社となることにより、取引先からの対象者信用の補完、かかる信用補完を背景とした優秀な人材の獲得、顧客ニーズに関する情報収集力の強化といった、収益力の改善に向けた更なる効果も期待できるものと考えているとのことです。

以上より、本取引により当社の完全子会社となり当社グループとの強固な連携を実現することは、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、利益水準への悪影響や不確実性を伴う抜本的な施策を大胆かつ迅速に実行する上で有用であり、対象者の安定的な収益体質の基盤作りに資するものであると判断するに至ったとのことです。

以上のとおり、対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意見を表明することとしたとのことです。

また、本公開買付け価格が、(a) 上記「(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田FASによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(b) 本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年5月10日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値373円に対して114.48%、平成28年5月10日から過去1ヶ月間の終値単純平均値364円に対して119.78%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値365円に対して119.18%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値388円に対して106.19%のプレミアムが加算されており、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(c) 本項に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には、山田FASによる対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、対象者の1株当たり純資産額も一つの交渉要素とした上で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われ、その結果として当初の提案価格から20円の増額がなされた価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、当社の代表取締役を兼務している対象者取締役の渡辺光康氏を除く全ての取締役の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、上記取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、渡辺光康氏は、当社の代表取締役を兼務しており、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

(vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、当社は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。当社は、公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本

日現在、当社は対象者普通株式 2,794,000 株（所有割合：54.07%）を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、当社としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記（i）ないし（vi）の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,373,222 株	一株	一株

（注1）本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（5,167,300 株）から対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（78 株）及び本日現在当社が保有する対象者普通株式数（2,794,000 株）を控除した株式数（2,373,222 株）になります。

（注2）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	27,940 個	（買付け等前における株券等所有割合 54.07%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,212 個	（買付け等前における株券等所有割合 4.28%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	51,672 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等後における株券等所有割合 一%）
対象者の総株主等の議決権の数	51,669 個	

（注1）「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（2,373,222 株）の株券等に係る議決権の数（23,732 個）に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（27,940 個）を加えた議決権の数を記載しております。

（注2）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、特別関係者のうち金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているた

め、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年2月5日に提出した第26期第3四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の単元未満株式400株から、平成28年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式78株を控除した322株に係る議決権の数である3個)を加えた51,672個を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,898,577,600円

(注) 買付予定数(2,373,222株)に、本公開買付価格(800円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成28年6月29日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第

3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂

正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成28年5月12日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

- ② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

- ③ 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、本日「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況 (非連結)

決算年月	平成28年3月期
売上高	1,820,943千円
売上原価	1,707,631千円
販売費及び一般管理費	305,993千円
営業外収益	19,161千円
営業外費用	一千円
当期純利益	△126,230千円

(ii) 1株当たりの状況 (非連結)

決算年月	平成28年3月期
1株当たり当期純利益	△24.43円
1株当たり配当額	5.00円
1株当たり純資産額	1,081.45円

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、大崎エンジニアリング株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。当社は、かかる情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するために、その記載を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。